

若狭町告示第46-6号

SDGs 企業推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、持続可能な若狭町の構築を目指し、地域課題の解決に取り組む企業等に対し活動に必要な経費を支援することにより、社会課題の解決に導く好循環を生み出すために交付するSDGs 企業推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SDGs 持続可能な開発目標（2015年国連本部「持続可能な開発サミット」採択）をいう。
- (2) ふくいSDGs パートナー登録制度 福井県が設置する官民連携プラットフォーム「福井県SDGs パートナースhip会議」に参加する企業・団体等を登録、PRするものをいう。
- (3) 民間事業者等 企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、SDGs を掲げ、地域資源を活かし、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満足させる開発事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) ふくいSDGs パートナー登録制度に登録されていること。
- (2) 町内に店舗、工場、事業所、事務所等を有し、又は設けようとする民間事業者等であること。
- (3) 関係する法令等に違反していないこと。

(4) 企業の場合、町税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に該当するものとする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は、補助対象経費から除く。また、他の補助事業で対象としている経費は除く。

(1) 持続可能な地域づくりにつながる新たな地域環境の創出に必要な経費

(2) 若狭町の里山里海湖の資源を利活用し、地域振興につながる新たな生業の創出及びブランドづくりに必要な経費

(3) 一次産品（農林水産物等）の高付加価値化及び新商品開発に必要な経費

(4) 町内における里山里海環境の保全または情報発信等に関する取組に必要な経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額、15万円を限度額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 この告示による補助金の交付を受けて補助対象事業を実施しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、関係書類を添えてSDGs企業推進事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付申請の制限)

第8条 同一事業による同一補助対象者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(交付の決定等)

第9条 町長は、第7条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、これを正当と認めるときは、予算の範囲内において、交付決定を行い、SDGs企業推進事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(状況の報告)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、町長から求めがあったときは、事業の遂行状況を報告しなければならない。

(変更等の承認申請等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、SDGs企業推進事業補助金事業変更申請書(様式第3号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の流用を除く。

(2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助対象事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助対象事業の目的の達成に資すると認められるもの

イ 補助対象事業の目的及び能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるもの

(3) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、SDGs企業推進事業補助金事業変更承認通知書(様式第4号)を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了した場合は、速やかにSDGs企業推進事業補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 町長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、SDGs企業推進事業補助金確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、SDGs企業推進事業補助金返還命令通知書(様式第7号)により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を

命ずるものとする。

- 4 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、町長は、未納額についてその未納期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、SDGs企業推進事業補助金精算払(概算払)請求書(様式第8号)により補助金の請求をすることができる。

- 2 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、町長は、特に必要があると認めるときは、第9条の規定による交付決定の後に概算払をすることができる。この場合において、補助事業者は、同条の規定による通知を受けたときは、SDGs企業推進事業補助金精算払(概算払)請求書により補助金の請求をしなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、SDGs企業推進事業補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第9号)により、第9条の規定による交付決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 関係法令、この告示又はこれらに基づく町長の処分若しくは指示及び条件に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象事業以外の事業に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 第9条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 町長は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、SDGs企業推進事業補助金返還命令通知書により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 町長は、前項の返還を命ずる場合(第1項第4号に規定する場合を除く。)には、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日

までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の返還及び前項の納付については、第13条第4項の規定を準用する。

5 町長は、前3項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

6 この条の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第16条 補助事業者は、補助対象経費の収支を明らかにした書類等を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年5月19日から施行する。